

岐阜市リフレ芥見運営要綱

平成19年3月23日決裁

平成20年7月 1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市リフレ芥見条例施行規則（平成18年岐阜市規則第87号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、リフレ芥見の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用基準)

第2条 リフレ芥見の利用基準は、次のとおりとする。

- (1) 歩行浴プールは、身長130センチメートル以上の者が利用することができる。
- (2) トレーニングルームに設置するトレーニング機器は、小学生以下の者は利用することができない。ただし、小学校5年生及び6年生の児童は、保護者又は指導者の付添いの下で、利用することができる。
- (3) 徒渉池（幼児用プール）は、小学校3年生以下の児童及び就学前の幼児（就学前の幼児にあつては、保護者が付き添う者に限る。）が利用することができる。ただし、おむつ（水遊び用のおむつ等を含む。）が取れない幼児は、この限りでない。

(利用制限)

第3条 リフレ芥見の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設を利用することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 入れ墨をしている者
- (3) 他の利用者、施設等に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者

(多目的ドームの貸切使用許可申請の抽選)

第4条 多目的ドームの貸切使用許可申請のうち抽選を行うものについては、次のとおりとする。

- (1) 翌月を対象とした抽選を毎月1回行い、貸切使用許可申請の優先者を決める。
- (2) 抽選を申し込むことができるのは、団体のみとする。
- (3) 抽選を申し込もうとする団体は、事前に次項の規定による団体登録を行うものとする。
- (4) 抽選の申込数は、1団体当たり、1月5区分までとする。
- (5) 平日は、1団体当たり、1日2区分までの抽選の申込みを行うことができる。この場合において、2区分を連続させ、又は連続させないことができる。
- (6) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は、1団体当たり、1日1区分のみの抽選の申込みを行うことができる。

(7) 抽選の申込みは、使用日の属する月の前々月の20日（20日が休館日の場合はその翌日以降で休館日でない日）から、同月末日（末日が休館日の場合はその前日）までの間に行うものとする。

(8) 抽選は公開する。

(9) 抽選に当選した団体が抽選日から起算して15日（抽選日を含む。15日目が休館日の場合はその翌日以降で休館日でない日）までの間に貸切使用許可申請を行わなかった場合は、当選の権利を失う。

2 団体登録については、次のとおりとする。

(1) 団体とは、4人以上で構成された団体とする。この場合において、市内居住者であるかどうかを問わない。

(2) 登録を受けたい団体は、団体登録申請書を提出しなければならない。

（多目的ドームの貸切使用許可申請の制限）

第5条 多目的ドームの貸切使用許可申請については、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 平日は、1団体又は1個人当たり、1日2区分までの申請とする。この場合において、2区分を連続させ、又は連続させないことができる。

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日は、1団体又は1個人当たり、1日1区分の申請とする。

(3) 利用日の7日前（休館日の場合はその前日以前で休館日でない日）以降に貸切使用許可がなされていない区分については、前2号の規定を適用しない。

（多目的ルームの貸切使用許可申請の優先順位抽選）

第6条 多目的ルームの貸切使用許可申請をする者の優先順位を定める抽選については、次のとおりとする。

(1) 優先順位を定める抽選の申込みは、使用日の属する月の前々月の20日（20日が休館日の場合はその翌日以降で休館日でない日）から、同月末日（末日が休館日の場合はその前日）までの間に行うものとする。

(2) 抽選により行うことができる貸切使用許可申請は、1団体当たり、1日1区分1月5区分とする。

(3) 抽選は公開する。

(4) 抽選後直ちに抽選による優先順位に従い貸切使用許可申請を行わない団体は、抽選の申込みを行わなかったものとみなす。

(5) 使用の申込み区分が重ならない場合は、抽選は行わない。

（多目的ルームの貸切使用許可申請の制限）

第7条 多目的ルームの貸切使用許可申請については、次のとおりとする。

(1) 申請ができるのは、団体のみとする。

(2) 申請をする団体は、事前に第4条第2項の規定による団体登録を行うものとする。

(3) 申請ができるのは、使用目的が次のいずれかに該当する場合とする。

ア 健康増進を目的とした教室、講座等

イ 市長が必要があると特別に認めた集会、研修等

(4) 1団体当たり、1日1区分までの申請とする。ただし、利用日の7日前（休館日の場合はその前日以前で休館日でない日）以降に貸切使用許可がなされていない区分については、この限りでない。

（貸切使用料の支払）

第8条 多目的ドームの貸切使用料は、貸切使用許可申請書の提出時に支払うものとする。

（遵守事項）

第9条 リフレ芥見の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙及び食事をしないこと。

(2) 飲酒をしないこと。

(3) シャンプーにより洗髪し、又は石けん等を使用し全身を洗わないこと。

(4) ペット等の動物を入場させないこと。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他の同法第16条第1項に規定する認定を受けていない犬のうち身体障害者補助犬と同等の機能を持つものについてはこの限りでない。

(5) 他の利用者に危険又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) 貸出しを受けた物品は、適切に使用し、使用後速やかに返却すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、歩行浴プール、ジャグジー、温浴プール、ドライサウナ、ミストサウナ及び採暖室（以下「歩行浴プール等」という。）を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 水着及び水泳帽を着用すること。ただし、ドライサウナ、ミストサウナ又は採暖室における水泳帽については、この限りでない。

(2) 歩行浴プール等から移動するときには、着替えること。

(3) 腕時計、指輪、アクセサリー、カメラ類及び携帯電話を持ち込まないこと。

(4) 浮き輪、ビーチボール、水中めがね等の遊具を持ち込まないこと。

(5) ロッカー鍵は、身体に装着し、使用後は返却すること。

(6) 化粧等は洗い流し、日焼け止めオイル等は使用しないこと。

(7) 利用する前は、シャワーを使用すること。

(8) 遊泳をしないこと。

(9) 飛び込み等他の利用者に危険又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(10) プールサイド及びテラスでは、走る等の危険な行為を行わないこと。

(11) たん、鼻水等は決められた場所以外に捨てないこと。

3 第1項に規定するもののほか、トレーニングルームを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 機器を適切に利用すること。

(2) トレーニングシューズを着用すること。

4 第1項に規定するもののほか、多目的ドームを利用する者は、外にボール等が飛び出さないように防球ネットを使用し、他の利用者に危害が及ばないようにしなければならない。

5 第1項に規定するもののほか、芝生広場を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 花火、バーベキュー、キャンプファイヤー等の火気を使用する行為をしないこと。

(2) キャッチボール、ゴルフ等他の利用者に危険又は迷惑を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

(3) 就学前の幼児が、滑り台、スプリング遊具その他の幼児用遊具を使用する場合は、必ず保護者が付き添うこと。

6 第1項に規定するもののほか、徒渉池（幼児用プール）では、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) プールに入る前に、シャワー等で必ず身体を洗うこと。

(2) プールの中に、石、ガラスその他危険な物を投げたり、持ち込んだりしないこと。

（貸切許可者の遵守事項）

第10条 貸切使用許可を受けた者は前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用に当たり、使用許可書を係員に提出すること。

(2) 許可された時間内に、使用した施設の後片付け及び清掃を行うこと。

(3) 退場し、又は退室するときは、使用の終了を係員に報告すること。

（入場制限）

第11条 歩行浴プール棟の運営管理上支障があると認めるときは、入場者の数を制限することができる。

（責任）

第12条 リフレ芥見内で次に掲げる事故が発生した場合は、利用者が責任を負うものとする。ただし、市に責任がある場合は、この限りでない。

(1) 持ち物等の紛失及び盗難

(2) 負傷、急病等の事故。この場合において、市長は応急処置を実施するものとする。

（安全衛生管理）

第13条 歩行浴プール、ジャグジー、温浴プール（テラス）及び徒渉池（幼児用プール）の水質基準及び維持管理基準及び安全管理については、遊泳用プールの衛生基準について（平成

19年5月28日健発第0528003号) 及びプールの安全標準指針(平成19年3月29日18文科ス第498号及び平成19年3月29日国都公緑第235号)の例による。

2 ドライサウナ、ミストサウナ及び採暖室の管理については、公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について(平成15年2月14日健発第0214004号)の例による。

3 芝生広場の遊具の安全管理については、都市公園における遊具の安全確保に関する指針について(平成14年3月11日国都公緑第299号)の例による。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、リフレ芥見の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。